

令和元年度南大隅町議会定例会 12月会議 会議録 (第3号)

招集年月日 平成31年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成31年 4月 2日 午前10時00分

開 議 令和元年 12月 20日 午前10時00分

応招議員 全 員
 不応招議員 な し
 出席議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	8番 大坪 満寿子 君	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	欠 席	13番 大村 明雄 君

欠席議員 9番 持留 秋男 君

会議録署名議員 : (8番)大坪 満寿子 君 (10番)大久保 孝司 君

職務のための出席者 : (議会事務局長)濱川 和弘 君 (書記)立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	経済課長	里中 義郎 君
副町長	白川 順二 君	教育振興課長	上大川 秋広 君
教育長	山崎 洋一 君	税務課長	上之園 健三 君
総務課長	相羽 康徳 君	建設課長	下園 敬二 君
支所長	新保 哲郎 君	町民保健課長	川元 俊朗 君
会計管理者	打越 昌子 君	総務課課長補佐	愛甲 真一 君
企画課長	熊之 細等 君	総務課課長補佐	中之浦 伸一 君
観光課長	黒木 秀 君	総務課主幹	山里 真奈美 君
介護福祉課長	下園 ひとみ 君	総務課財政係長	石畑 光紀 君

議事日程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 令和元年 12月 20日 午前 11時 04分

議 事 日 程

(付託事件の委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 1 認定第 1号 平成30年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 2 認定第 2号 平成30年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 3 認定第 3号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 4 認定第 4号 平成30年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 5 認定第 5号 平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 6 認定第 6号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 7 認定第 7号 平成30年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- 日程第 8 認定第 8号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

(質疑・討論・採決)

- 日程第 9 議案第44号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第10 議案第45号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第46号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第47号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第48号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第49号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

- 日程第15 議案第50号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 議案第51号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 議案第52号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 議案第53号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第19 議案第54号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第8号）について

日程第 2 0	議案第 5 5 号	令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 2 1	議案第 5 6 号	令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 2 2	発委第 2 号	南大隅町議会議員政治倫理条例制定の件
日程第 2 3	発委第 3 号	南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 4	発委第 4 号	南大隅町議会事務局設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第 2 5	発委第 5 号	南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
日程第 2 6		議員派遣について

▼ 開 会

議長（大村明雄君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

- ▼日程第1 認定第1号 平成30年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第2 認定第2号 平成30年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第3 認定第3号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第4 認定第4号 平成30年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第5 認定第5号 平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第6 認定第6号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第7 認定第7号 平成30年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼日程第8 認定第8号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

議長（大村明雄君）

日程第1 認定第1号 平成30年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第8 認定第8号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上8件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

[決算審査特別委員会委員長 浪瀬 敦郎 君 登壇]

決算審査特別委員会委員長（浪瀬敦郎君）

おはようございます。

令和元年度決算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号 平成30年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第8号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで8件の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会では、9月27日、日程や審査方針等を協議・決定し、10月2日から10月29日まで現地調査を含め、実質7日間の日程で慎重に審査を行ったところでございます。

決算審査にあたっては、南大隅町の各会計決算書、主要施策の成果説明書、監査委員からの監査意見書、その他提出を求めた関係書類をもとに審査いたしました。

歳入の審査では、収入確保の努力がなされ、その実績が上がっているか。予算額と調定額に対しての収入済額、収入未済額における原因は何か。

歳出においては、予算の目的に沿って適正に執行されているか。地方自治法における「最小の経費で最大の効果を」求めた執行がされているか。公益上の必要性に基づき支出され、その目的が達成され効果が上がっているかなどを主眼に審査を行いました。

財政健全化判断比率については、4指標とも基準内で、数値的にはおおむね健全な財政運営であるといえます。

実質公債費比率は、0.9ポイント増加し、8.4%となり、早期健全化基準の25.0%には、まだ余裕があるというものの、地方債残高の増加と相まって、委員から強く懸念する意見が出されました。

総務課からは、地方債残高のピークは令和2年度末、元利償還金のピークは令和4年度と予測している。緊張感を持ちながら長期的なビジョン等を見据え予算編成にあたりたいとの考えが示されました。

財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率については、4.2ポイント増加し、95.6%となっており、本町財政の硬直化が進んでおります。

増加の要因について、分子の義務的経費は前年度と比較して4ポイント減少したが、分母となる普通交付税の1億4千万円の減少が大きな要因であるとの説明がありました。

今後も適切な財政管理を行い、健全財政確保のため、財源確保に努め、節度ある財政運営と質の高い行政サービスが提供できるよう、なお一層努力していただきたい。

特別会計においては、多額の繰り入れになっている状況は否めませんが、目的に沿った事業の執行で成果を収めていると認めるものであります。

それでは、審査の過程で受けた説明及び主な論議について、その概要を申し上げます。まず、一般会計について。

総務課及び選挙管理委員会関係では、先ほど申しあげました財政健全化判断比率が、議論の大部分を占めたところであります。

特に、合併算定替えの終了に伴う普通交付税の減少が財政運営に大きく影響してくることから、それに関連する標準財政規模の減少、経常収支比率の増加。また、大型事業に伴う公債費の推移などが議論されたところであります。

委員から、次年度予算において、改善の兆しが見えることを要望する意見が出されました。

その他、児童手当の過年度支出について経緯を確認する質疑が出されております。

企画課関係では、企画費の決算額が11.8%増加したことについて、ふるさと納税寄附金の歳入増に伴い、返礼品などの関連経費が増額したとの説明を受けました。

タウンプロモーション事業に充当された財源を問う質疑には、企業版ふるさと納税が平成29年度2千5百26万円、平成30年度2千5百80万円で、そのほか、ふるさとおこし基金を充当しているとの回答で、基金の目的との整合性を問う質疑には、観光振興の目的に合致しているとの回答がありました。

農業委員会関係では、遊休農地に関する質疑に対し、昨年農業経営に関するアンケートを実施したところ、鳥獣被害や高齢化を理由に、規模を縮小したい。離農したいという意見が多数あったことが報告されました。

経済課関係では、中別府地区の車両消毒槽の消毒資材費について、錦江町に応分の負担を求めるべきとの委員からの意見に、錦江町と協議をする旨の回答がなされました。

有害鳥獣対策及び猟友会に関する質疑も多く、猟友会員は昨年20名ほど増え120名となったと報告があり、高齢となった会員に関し、狩猟事故等を心配する声が出されたほか、免許更新時の移動手段の支援の要望が出されました。

また、地域おこし協力隊について、定住に繋がるようしっかりと支援をするよう意見が出されました。

税務課関係では、前年度指摘事項に関連し、滞納繰越分の縮減に重点を置き、臨戸訪問を基本としながら、預貯金、所得税還付金、不動産競売配当金などの差し押さえを実施、前年度対比 3.09%、2 百 42 万円の縮減が図られた。

南大隅町軽自動車税減免取扱要綱を改正し、次年度以降の申請を省略できる制度を整備したとの報告がありました。

建設課の空き家等解体撤去事業との連携に関する質疑で滅失届の提出の必要があることから十分な連携をとるよう意見が出されました。

介護福祉課関係では、平成 30 年度の主な事業として、地区社会福祉協議会設置。高齢者等へのサービス支援の充実。保育料の軽減、子ども医療費の全額負担などによる子ども、子育て世帯への支援。高齢者元気度アップ事業の活用による介護予防等を実施し、百歳到達者への敬老金支給基準日を誕生日とする条例改正を行ったことなどが報告され、保育料滞納世帯への働きかけなどについて質疑がなされました。

観光課関係では、着地型体験メニュー造成事業の前年度指摘事項について、商品造成に至っていないとの回答に、インストラクター養成事業を行った我が町に貢献するような人材を育てないといけないとの意見が出されました。

さたでいランドの活用に関する質疑には、様々な角度から持続可能なやり方を検討していきたいとの回答がありました。

旧給食センターの土地建物貸付料の滞納に関し、借り受け者死亡に伴う今後の取り扱いを問う質疑には、町に対するほかの滞納もあることから、庁舎内で精査の上、統一した対応をとっていきたいとの回答がありました。

時間外手当の支出に関連して、来年度、繁忙期の職員の勤務体制を問う質疑に対しては、オリンピック開催で警備員の不足、警備単価の上昇が予想され、来客者に満足してもらうためには、職員での対応も必要になると考えている旨の回答がありました。

教育振興課関係では、南大隅高校女子寮の活用状況を問う質疑に、自転車競技の中学生の体験で、合宿で使用した。書道部の合宿も予定されていたが台風襲来により中止になったとの回答がありました。

根占中学校の不同沈下については、落ち着いている状況ではあるが、最終判断はまだ行っていない。今後も測量を続け確認していきたいとの意向が示されました。

漢字・英語検定の手数料助成について、利用者数の増減を問う質疑に、部活の大会日程と重なったことなどで減少した旨の回答があり、今後も受験を推進されたい旨の意見が出されました。

建設課関係では、道路の除草・清掃のシルバー人材センターへの委託について、業務多忙で民間の依頼に応じきれないと聞く。従前のように土木業者での実施も検討すべきとの指摘に、住民の期待に応えるためにも、土木事業者と協議し実施の方向で検討していく旨の回答がありました。

住宅料の滞納に関して、連帯保証人への通告について、今後検討するよう意見が出されました。

町民保健課関係の歳出決算の主なものについては、国保及び後期高齢特会への繰出し金や大隅肝属広域事務組合への負担金、各種検診、予防接種等の委託料、塵芥収集、処理業務委託料等となっています。

予防接種のワクチン代の不用額に関する質疑に対して、インフルエンザ等の蔓延の状況など加味しながら、調整していきたいとの回答がありました。

支所関係については、備品購入費で調達したスズメバチの防護服の利用について質疑があり、町有施設において職員が 2 回、管理業者が 1 回使用し、あと自治会への貸し出しが 2 回あり、年間 5 回の利用があったと回答がありました。

辺塚の歯科診療所の開設日数が0であることに関し、以前整備したポータブル医療機器の使用についての質疑に、予約により辺塚歯科診療所を開ける場合、それを持ち出すことになる。メンテナンスは医師が行っているとの回答がありました。

一般会計全般を通じて、繰越明許費の件数が多くなっており、制度上認められていることとはいえ、会計年度独立の原則の例外であるべきものが原則化することに危惧を覚えるものであり、各課の審査において質疑や意見が多く出されました。

特に、繰り越し後の変更契約等に備え、予算額全額を繰り越すことにより、繰り越された年度での不用額が多額に上っていることから、予算の効率的執行にも影響を及ぼすものと考えられる。

繰越明許費のあり方について、執行機関での検討を求めたい。

次に、特別会計について。

国保事業特別会計については、平成30年度から財政運営の事業主体が県に移行し、歳入、歳出とも対前年度13%強の減となっております。

被保険者数が減少する割に、医療給付費に反映されておらず、特定健診等により、早期発見、早期治療による重症化予防に努め、医療費の適正化を推進しているとの説明を受けました。

簡易水道事業特別会計では、令和2年度から上水道事業に移行することから、スムーズな移行に向けて対処していきたいとの説明を受けました。

審査の過程で、パイプ圧着機の購入について、業者が自前で準備すべき器具ではないのかとの質疑に、緊急時に、漏水を止めるために職員が使用する圧着機であるとの回答がありました。

診療所事業特別会計では、対前年減額の決算について、診療所職員の人件費及び派遣医師に係る負担金の減額が主な要因であるとの説明がありました。

介護保険事業特別会計では、居宅介護や施設入所者に係る生活支援及び介護者の負担軽減が図れるよう事業を展開した旨の説明があり、介護保険対象者いわゆる1号被保険者3,509名中、要支援を含む認定者数は751名との説明がありました。

下水道事業特別会計では、一般会計教育振興課の審査において、疑義が呈された佐多小学校浄化槽管理に関して、なぜ下水道に接続されていないのかについて、下水道事業の着手が平成3年度であり、佐多小学校の新校舎完工は昭和60年のため、合併浄化槽が設置されたものと思われるとの回答があり、委員から、浄化槽に不具合が生じた場合の下水道への接続を問う質疑に、管はすぐそこまで来ており、接続に何ら問題はないとの見解が示されました。

後期高齢者医療特別会計では、保険料滞納者が審査日時点で5名あり、うち2名は死亡者と行方不明者である。今後も新たな滞納者が出現しないよう、督促、文書催告、電話催告等で、徴収率向上に努めたいと説明がありました。

長寿健診に関して、受診者の送迎に関する質疑に、今年も行っていないとの回答があり、再度検討されたいとの意見が出されました。

現地調査では、多数の事業の中から5件を抽出して、現地に赴き、担当課の意見も聞きながら審査しました。

個別の意見は現地において担当者へ伝えましたが、概ね良好に事業執行されていると認めました。

以上、審査の経過と主な意見を申し上げますが、全体的には議会の議決した目的に沿って執行され、成果を収めていると判断しました。

決算認定は、町の財政運営の健全化と適正化に努めることと、行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価するもので、その評価に基づき後年度の予算や行政

執行に生かされるべきものであります。

地域の特性や資源を活かした取り組みなど、創意と工夫で町民が真の豊かさを実感できる施策が求められています。南大隅町が目指す「子や孫と一緒に暮らせる町づくり」を実現する為に、各種施策を展開され一層の弛まぬ努力を強く期待します。

以上、審査の概要を申し上げましたが、決算審査特別委員会といたしましては、認定第1号 平成30年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第8号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件までの8件について、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

尚、審査においてなされた、指摘事項・要望・検討するとされた事案については速やかな対応を期待します。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成30年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号 平成30年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。

起立多数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、認定第1号 平成30年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

認定第2号 平成30年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第8号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入

歳出決算について認定を求める件まで、以上7件一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、認定第2号 平成30年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、認定第2号 平成30年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。
次に、認定第3号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、認定第3号 平成30年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。
次に、認定第4号 平成30年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について、認定を求める件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成30年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成30年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成30年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号 平成30年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成30年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第8号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号 平成30年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

▼ 日程第 9 議案第 44 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）について

議長（大村明雄君）

日程第9 議案第44号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 7 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 10 議案第 45 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 10 議案第 45 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 45 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 11 議案第 46 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 11 議案第 46 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 46 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 12 議案第 47 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 12 議案第 47 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 47 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 13 議案第 48 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 13 議案第 48 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 48 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号 令和元年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 14 議案第 49 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 14 議案第 49 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号 令和元年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

▼日程第 15 議案第 50 号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 15 議案第 50 号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第 50 号は、南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が再度改正されたため、所要の改訂を行うものでございます。

主な内容は、印鑑の登録資格において、登録を受けることができない者を成年被後見人から意思能力を有しない者への改正及び、その他関係条項の改正であります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 50 号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号 南大隅町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第16 議案第51号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第16 議案第51号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第51号は、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、令和元年人事院勧告に伴い一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

主な内容は、俸給表及び勤勉手当、住居手当の改訂であります。

俸給表の改定率については、民間給与との格差を埋めるため、平均0.1%の引き上げ。

勤勉手当については、勤務実績に応じた給与を推進するため、支給月数を0.05月引き上げ。

住居手当については、家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限の引き上げを行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号 南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼日程第 17 議案第 52 号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 17 議案第 52 号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます

町長（森田俊彦君）

議案第 52 号は、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、一般職の給与改訂に準じ、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

主な内容は、町長・副町長・教育長の期末手当について、支給月数を年間「3.35 月」から「3.40 月」へ「0.05 月」引き上げを行うものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 52 号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号 南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 18 議案第 53 号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 18 議案第 53 号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第 53 号は、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、一般職の給与改訂に準じ、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

主な内容は、議会議員の期末手当について、支給月数を年間「3.35 月」から「3.40 月」へ「0.05 月」引き上げを行うものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 53 号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号 南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第 19 議案第 54 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 8 号）について
- ▼ 日程第 20 議案第 55 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- ▼ 日程第 21 議案第 56 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について

議長（大村明雄君）

日程第 19 議案第 54 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 8 号）についてから、日程第 21 議案第 56 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）についてまで、以上 3 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第 54 号から 56 号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 54 号は、令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 8 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 百 40 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 6 千 92 万 5 千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算において、人事院勧告に基づく人件費の調整及び特別会計繰入金を計上し、歳入予算では、所要の財源として、地方交付税を計上したものであります。

次に、議案第 55 号は、令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 13 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8 百 90 万 5 千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算において、人事院勧告に基づく人件費の調整を行ない、歳入予算では、所要の財源として、繰入金を計上したものであります。

次に、議案第 56 号は、令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 50 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4 千 4 百 16 万 9 千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算において、人事院勧告に基づく人件費の調整及び郡診療所医師住宅のボイラー修繕に係る経費を計上し、歳入予算では、所要の財源として、繰入金を計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

総務課長（相羽康德君）

それでは、議案第 54 号 一般会計補正予算（第 8 号）についてご説明いたします。まず 1 ページでございます。

議案第 54 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 8 号）

令和元年度南大隅町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 百 40 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73 億 6 千 92 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

7 ページをお願いします。

歳入につきましては、10 款 地方交付税、1 項 地方交付税、1 目 地方交付税に今回の補正予算に係る財源調整として、普通交付税を 4 百 40 万 8 千円計上しております。

続いて、8 ページをお願いします。

歳出につきましては、各費目において人事院勧告に伴う人件費の調整を計上しております。

9 ページをお願いします。

4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、1 目 保健衛生総務費に、簡易水道事業繰出金 13 万 3 千円。7 目 診療所費に診療所事業繰出金 50 万 4 千円を計上しております。

10 ページ以降につきましては、同様に人件費の計上でございます。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいいたします。

建設課長（下園敬二君）

次に、議案第 55 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

議案第 55 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8 百 90 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

以上、ご審議、ご決定くださるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

支所長（新保哲郎君）

次に、議案第 56 号 診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

まず、1 ページをお開きください。

議案第 56 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4 千 4 百 16 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

7 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、各費目において、人事院勧告により給料、職員手当等、共済費の増額と、4 目 郡診療所一般管理費の 11 節 需用費に郡診療所医師住宅のボイラーの修繕料 35 万円を計上いたしました。

6 ページ歳入では、3 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金、1 目 一般会計繰入金に、今回の補正予算の財源調整として 50 万 4 千円を計上いたしました。

以上、ご審議、ご決定くださるよう、よろしくをお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第 54 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 8 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 54 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 8 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第 8 号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 55 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 56 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 2 2 発委第 2 号 南大隅町議会議員政治倫理条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 22 発委第 2 号 南大隅町議会議員政治倫理条例制定の件を議題とします。
本案について、趣旨説明を求めます。

[議会運営委員会委員長 大久保 孝司 君 登壇]

議会運営委員会委員長（大久保孝司君）

ただいま議題となりました、発委第 2 号 南大隅町議会議員政治倫理条例制定の件について趣旨説明を行います。

平成 30 年度定例会 3 月会議において、「政治倫理条例に関する陳情」が採択されたことにより、議会運営委員会において制定の準備を進め、協議を続けてきたものであります。

発委第 2 号 南大隅町議会議員政治倫理条例制定の件については、第 1 条で条例の目的を「議員の政治活動及び職務遂行において、清廉かつ公正を確保するための基本となる事項を定めることにより、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与する」と定め、以下、第 2 条で「議員及び町民の責務」を、第 3 条で「政治倫理基準」を、第 4 条で「議員及び町民の審査請求」を、第 5 条では「政治倫理調査特別委員会の設置」について、第 6 条では委員会での審査を、第 7 条では審査対象となった議員の義務を、第 8 条では、調査終了後の措置を規定し、第 9 条では、必要な事項は規則で定めると委任規定を定めたものです。

なお、審査請求についての必要な要件等及び調査後の勧告や公表等について規定する規則も同時に、令和 2 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。

以上、よろしくご審議、ご決定くださるようお願いし、趣旨説明といたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、発委第2号 南大隅町議会議員政治倫理条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、発委第2号 南大隅町議会議員政治倫理条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第23 発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第24 発委第4号 南大隅町議会事務局設置条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第25 発委第5号 南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

議長（大村明雄君）

日程第23 発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件から
日程第25 発委第5号 南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件まで、以上3件を、一括議題とします。
本案について、趣旨説明を求めます。

[議会運営委員会委員長 大久保 孝司 君 登壇]

議会運営委員会委員長（大久保孝司君）

ただいま一括議題となりました、発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件から発委第5号 南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件まで、3件一括して趣旨説明を行います。
この3件につきましては、議会に関する例規について、議会運営委員会において見直し

を行い、協議を続けてきたものであります。

まず、発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件では、委員の辞任について、議会運営委員と特別委員についてのみ言及していたものを常任委員も適用されるよう改正するものです。

発委第4号 南大隅町議会事務局設置条例の一部を改正する条例制定の件では、委任規定を、「議長が定める」と権限者を明確にするものであります。

発委第5号 南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件は、議事の原則を適用しない場合を定める全ての条項を規定するための改正及び死語となりつつある「外とう」を「コート」に改め、「襟巻」を削除するものです。

以上、よろしくご審議、ご決定くださるようお願いし、趣旨説明といたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件に質疑はありますか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に、発委第4号 南大隅町議会事務局設置条例の一部を改正する条例制定の件に質疑はありますか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、発委第4号 南大隅町議会事務局設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、発委第4号 南大隅町議会事務局設置条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。
次に、発委第5号 南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、発委第5号 南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第5号 南大隅町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第26 議員派遣について

議長（大村明雄君）

日程第26 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

お諮りします。

12月会議において議決されました、議案等の条項、字句、数字その他の整理に要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。以上で全部の日程を終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

まず、議案第37号において、既に締結した備品購入契約について追認を求めるような事案が発生したことを深くお詫び申し上げます。

今回の附帯決議を重く受けとめ、今後このような事案が二度と起こらないよう再発防止に取り組んでいるところでありますので何とぞご理解いただきたいと思います。

それでは、令和元年度南大隅町議会定例会12月会議を閉会されるにあたりまして、一

言お礼を申し上げます。

12月12日から本日会議まで9日間の日程でありましたが、単行議案、条例の改正をはじめ、一般会計補正予算、特別会計の各議案、また、平成30年度歳入歳出決算の認定についてお願いいたしました全ての議案を原案どおり可決いただき誠にありがとうございました。

一般質問につきましては、今回9名の議員から、交通安全対策、農業振興策、特産品開発、小中一貫校、高齢者福祉対策、子育て支援、施政方針、移住定住策、人口減少問題、馬毛島への米軍訓練、道路整備、公園施設整備、ブロンズ人材センター、空き家対策など、幅広い業務に対し多くのご質問をいただき、本町の今後における振興策が議論されたところでございます。

これから限られた予算の中で町の取り組み姿勢が問われてまいりますので、賜りましたご意見を町政に十分に反映させるべく政策を進めてまいります所存であります。

現在、令和2年度予算案の策定中ではありますが、今後も引続き、収支バランスの取れた財政の効率的な安定運用を図り、多くの政策提言を賜りながら安定的な予算編成に努め、直面する困難な課題には積極的に取り組み、基礎自治会の活性化を支援し、本町ならではの地域特性を反映し、豊かな地域資源を生かした政策立案に努め、誠実な町政運営に努めてまいりたいと考えます。

先般、開催されました議会報告会、自治会長会におきましても多数のご要望等をいただいておりますので、住民の方々に理解されるよう職員一丸となり、迅速適正に対処してまいりますのでご指導賜りたいと存じます。

最後になりますが、議員各位が益々ご健勝で良いお年をお迎えいただき、引続き、本町発展のためご指導ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、令和元年度定例会12月会議終了のお礼といたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上をもちまして、令和元年度南大隅町議会定例会12月会議を散会します。

散 会 : 令和元年 12月 20日 午前 11時 04分